

## 重点的な取組、共通的な取組

平成30年度の調達改善計画								平成30年度年度末自己評価結果(平成30年4月1日～平成31年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
						(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的				
○	○	毎年度一般競争入札を実施している事案について、応札参加事業者が少ない、若しくは変わらない場合に、新規に応札事業者の参加を促すため、入札案内を行う。 なお、従前と同様に、改善状況等について宮内庁契約監視委員会に報告する。 (一者応札改善の取組拡充)	宮内庁契約監視委員会から意見のあった応札者を増やすための取組みとして、公平性に配慮して、業界団体からの紹介を始め、技術的な資格及び類似案件の契約履行実績を有する事業者に対して入札案内を行う。	継続的な取組みが必要であり、また重要と考えられるため。	A	H28	前年度よりも応札事業者増を目標とする。	H31年3月まで	A	H28	業界団体への照会及び類似案件の契約履行実績を有する事業者に対して入札案内を積極的に実施した。	A	前年度、33件あった一者応札案件の内、7件が複数者応札に改善した。	入札案内を実施することで、事業者側において、請負うことが可能な契約案件があることを認知させることができた。	H28	・入札案内を実施しても、事業者側において、請負体制が十分でないために、入札に消極的なこと。 ・類似案件の前年度の落札金額(契約金額)を低いと判断した事業者は、翌年度以降の入札には消極的なこと。	事業者に対して継続的に入札案内を実施し、入札案件の認知度を向上させる。
○		特命随意契約の見直し	過去の時点で当庁の要求要件を達成できる事業者が限定的であることを理由として、庁内審査機関で競争性のない随意契約について包括的に承認した対象案件について、競争性のある調達方式への見直し。	継続的な取組みが必要であり、また重要と考えられるため。	A	H30	随意契約としていた3件について競争性のある契約方式に移行する。	H30年12月まで	A	H30	目標としていた3件の内、物品製造調達案件1件について競争性のある契約方式に移行した。	B	競争性のある契約方式に移行した案件は、経済性の観点において定量的な効果は得られなかった。	競争性のある契約方式に移行した案件は、一者応札となった。	H30	物品を大量供給することができる事業者に限定される。	競争性のある契約方式に移行するため、仕様要件の見直しの必要性を検討する。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	継続的に調達している汎用品について、市場価格と調達価格を比較検証し、合理性を欠く価格である場合には、経済性の確保を図る。		B	H30	中小企業者の官公需の受注機会等の要請に配慮しつつ取組む。	H30年12月まで	B	H30	複数者から見積を徴取することで、市場価格と調達価格の比較検証を行った。	A	合理性を欠く価格での調達はなかったため、定量的な効果は認められない。	合理性を欠く価格での調達はなかったため、定性的な効果は認められない。	H30	合理性の存在有無の判断は、継続的な比較検証が必要である。	引き続き、本取組みを実施する。
○		地方支分部局等における取組の推進 電力調達、ガス調達の改善 (本庁(御料牧場含む)においては電気及びガスともに改善済) (関西地方官署においては高圧電気契約については改善済)	高圧以外の電気契約については使用量が少ないため、使用量に応じた適切な契約方式(見積合せ)への見直しを実施。 ガスについては都市ガス及びプロパンガス共にスケールメリットの効果を検証し、必要に応じて複数官署を集約した調達を実施。		B	H30	電気及びガスの使用量及び使用料を把握する体制を構築する。	H31年3月まで	B	H30	電気の使用量を把握するとともに、小売電気事業者へスケールメリットの効果を照会し、確認する。	B	個別の官署での調達及び複数の官署を集約した調達による契約について、2者の事業者に照会した。	電気の使用量を把握する体制を構築した。	H30	個別の官署での調達及び複数の官署を集約した調達による契約について、より多くの事業者の契約内容を把握し、合理的な契約を目指す。	個別の官署での調達及び複数の官署を集約した調達による契約について、より多くの事業者の契約内容を把握し、合理的な契約を目指す。

その他の取組

平成30年度の調達改善計画		平成30年度年度末自己評価結果(平成30年4月1日～平成31年3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
入札公告情報のRSS配信	新規		—	RSS配信の実行に向け、設定環境など継続的に取組む。
クレジットカード決済の拡大 (従前より海外経費等の支払に用いていたクレジットカード決済について、対象経費を光熱水料などに拡大する。)	継続		—	光熱水料のクレジットカード決済拡大のため、カード会社からの情報を収集し、導入後の事務処理方法について継続的に取組む。

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【大森政輔 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取【6月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、今後の計画に反映する際のポイントについて	継続的に共同調達している汎用品、消耗品について、適正・合理的な価格かどうか検証してもらいたい。	継続的に調達している案件について、市場調査と調達価格を比較し、合理性を欠く価格である場合には、経済性の確保を図る。
	1者応札となった入札案件について、調達対象の特徴、品質確保に必要な競争参加者の設定など固定観念にとられない取り組みが必要である。	該当案件について、仕様要件及び競争参加者の設定について検討を進めて参りたい。
	継続的に調達する案件については、入札参加者増加に取組んでもらいたい。	業界団体や他省庁の契約履行実績から履行能力のある事業者の情報を把握し、入札参加者の増加に努めたい。